

新潟市水道局職員の特殊勤務手当支給規程及び新潟市水道局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 0 日

新潟市水道事業管理者

水道局長 長井 亮一

新潟市水道局管理規程第 3 号

新潟市水道局職員の特殊勤務手当支給規程及び新潟市水道局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

(新潟市水道局職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正)

第 1 条 新潟市水道局職員の特殊勤務手当支給規程（昭和 4 6 年新潟市水道局管理規程第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表夜間特殊業務手当の項及び料金徴収手当の項を削り、同表に次のように加える。

水道災害 派遣手当	災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に定める災害又は水道供給に重大な支障となる事象が発生した国内の本市の区域以外の地域に派遣され、応急対策又は復旧のための業務に従事した職員（当該地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者を除く。）	1 日 1, 0 8 0 円
--------------	---	-------------------

別表備考中備考 1 を削り、備考 2 を備考 1 とし、備考 3 を備考 2 とし、備考 4 を備考 3 とする。

(新潟市水道局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程の一部改正)

第 2 条 新潟市水道局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程（令和 5 年新潟市水道局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則中「規則」を「規程」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。